

令和 2 年度

第 1 回 沖縄県地域医療対策協議会

議題 1

令和 2 年度 地域枠医師の指定医療機関
への派遣に関する方針（案）について

令和 2 年度 地域枠医師の指定医療機関への派遣方針(案)について

1 地域枠医師の派遣方針について

地域枠医師は、「地域枠医師の指定医療機関への派遣に関する取扱要領（平成 30 年 12 月 19 日沖縄県保健医療部長決定）」に基づき指定医療機関への派遣方針を毎年度更新・作成し、地域医療対策協議会において協議することとされている。

令和 2 年度の派遣方針については、令和元年度方針を踏襲しつつ、下記のとおり従来の医師確保策だけでは機能しなくなっている離島診療所の医師確保に向けた取り組みを図る。

2 令和 2 年度派遣方針策定の考え方

(1) 現状と課題

県立病院事業局が行ったシミュレーションによると、県立離島診療所の一部において令和 3 年度から 6 年度までの常勤医師が確保できない結果（単年度当たり 3～4 名不足）が示されている。

その原因としては、近年の離島診療所の医師は、県立中部病院による「自治医科大学卒業医師の養成・派遣」及び「県立中部病院の研修プログラム（総合診療科）による養成・派遣」により確保されてきた。しかしながら、これまで同病院が担ってきた離島診療所の医師確保機能では、下記理由により必要な医師数の確保に支障が生じている。

- ①自治医科大学卒業医師の結婚協定による県外勤務
- ②全国的に総合診療科を希望する医師が減少しているなか、本県も同様に総合診療科専攻医が減少

(2) 対応策

中部病院での総合診療医の養成に依存してきた近時の離島診療所の医師の確保を改善する必要がある。離島地域での医師確保については、地域枠出身の医師の貢献が期待される場所であるが、本来、離島診療所における診療を担う総合診療科の希望者が少ない現状を考慮し、離島診療所に派遣する医師の診療科をこれまでの総合診療科から内科等へ拡大し、併せて地域枠医師の離島診療所への配置を促進するため、地域枠医師を離島診療所勤務へ誘導する新たなインセンティブとして、「離島診療所での勤務を要件とする義務履行期間の短縮」を検討する。

令和2年度 地域枠医師の指定医療機関への派遣に関する方針 (案)

令和2年 月 日
沖縄県保健医療部

地域枠医師の派遣については、地域枠医師の指定医療機関への派遣に関する取扱要領（平成30年12月19日沖縄県保健医療部長決定）及び沖縄県地域枠キャリア形成プログラム（平成31年4月1日沖縄県保健医療部長決定）に基づくほか、以下の方針により行うものとする。

なお、本方針の適用の対象となる医師には、地域枠医師以外の医師で沖縄県医師修学資金等の貸与を受け指定医療機関での勤務義務のある医師についても含めるものとする。

- 1 地域枠医師は、沖縄県医師修学資金等貸与規則（平成19年沖縄県規則第70号）別表第1に定める指定医療機関へ派遣するものとする。
- 2 地域枠医師の派遣先は、指定医療機関が所在する圏域の医療需要及び医療提供体制の状況並びに指定医療機関の医師の充足状況を勘案した上で決定するものとする。
- 3 地域枠医師の派遣は、原則として専門研修修了後とする。ただし、専門研修修了前であっても、専門研修3年目以降の者で、かつ指定医療機関での勤務に対応できると認められる場合にあっては派遣することができるものとする。
- 4 地域枠医師の具体的な派遣先は、別途作成する医師派遣計画において示すものとする。
- 5 地域枠医師の離島診療所への派遣を促進するため、離島診療所勤務の場合の義務履行期間の短縮等を検討する。

別表第1（第2条、第16条関係）

沖縄県立宮古病院

沖縄県立八重山病院

沖縄県立北部病院

公立久米島病院

沖縄県立北部病院附属伊是名診療所

沖縄県立北部病院附属伊平屋診療所

沖縄県立中部病院附属津堅診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属久高診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属渡嘉敷診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属座間味診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属阿嘉診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属渡名喜診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属粟国診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属北大東診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属南大東診療所

沖縄県立宮古病院附属多良間診療所

沖縄県立八重山病院附属大原診療所

沖縄県立八重山病院附属西表西部診療所

沖縄県立八重山病院附属小浜診療所

沖縄県立八重山病院附属波照間診療所

伊江村立診療所

竹富町立黒島診療所

竹富町立竹富診療所

与那国町立与那国町診療所

北部地区医師会病院

地域枠医師の義務履行期間の短縮について（素案）

参 考

1. 改正前（最短9年の場合）

| | | | | | | | | | |
|------|--------|------|------|------|------|--------|------|------|------|
| | 就業年限 | | | | | | | | |
| | 義務履行期間 | | | | | | | | |
| 勤務区分 | PGY1 | PGY2 | PGY3 | PGY4 | PGY5 | PGY6 | PGY7 | PGY8 | PGY9 |
| | 臨床研修 | | | 専門研修 | | 指定医療機関 | | | |

※ 就業年限・・・沖縄県地域枠キャリア形成プログラムにより9年以上の連続する期間、本プログラムに従って研修・勤務する義務がある。
 ※ 義務履行期間・・・修学資金の返還免除を受けるため、指定医療機関で勤務しなければならない期間（4年間）を指す。

勤務例示①

| | | |
|------|------|--------|
| 臨床研修 | 専門研修 | 指定医療機関 |
|------|------|--------|

勤務例示②

| | | | |
|------|------|-----------------|--------|
| 臨床研修 | 専門研修 | 指定医療機関 (診療所) | 指定医療機関 |
|------|------|-----------------|--------|

勤務例示③

| | | | |
|------|------|-----------------|--------|
| 臨床研修 | 専門研修 | 指定医療機関 (診療所) | 指定医療機関 |
|------|------|-----------------|--------|



離島診療所の場合、勤務期間を2倍で算定することにより、義務履行期間を3年に短縮する。（1年勤務 = 2年間の義務履行）
※ただし、2倍で計算できる勤務期間は、1年間で上限

2. 改正後

| | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|-----------------|--------|--------|-------|
| PGY1 | PGY2 | PGY3 | PGY4 | PGY5 | PGY6 | PGY7 | PGY8 | PGY9 |
| 臨床研修 | | | 専門研修 | | 指定医療機関 (診療所) | 指定医療機関 | 指定医療機関 | 研修/勤務 |